

議案第3号

鳥栖市育英資金奨学生の選考について

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則第3条の規定に基づき、鳥栖市育英資金奨学生を選考したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第18号の規定によりこの案を提出する。

議案第3号資料

鳥栖市育英資金奨学生の選考について

1 目的

経済的理由により就学困難な者の奨学及び人材育成を図る

2 貸付の資格

- (1) 鳥栖市に在住し、高等学校又は高等専門学校への進学又は在学していること
- (2) 身体が健康で、学習意欲があり、人物が優秀と認められること
- (3) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること
- (4) 育英資金の返還が確実であり、確実な保証人を有すること

3 貸付金額

月額12,000円以内

4 奨学生の状況

平成30年2月1日現在の貸付中の奨学生は14名

5 申請者

名簿、詳細等については別紙